

事務連絡
平成24年3月16日

地方公務員災害補償基金
各支部事務長殿

地方公務員災害補償基金
補償課長

公務災害等の認定請求事案の迅速な処理について

公務災害及び通勤災害（以下「公務災害等」という。）の認定請求事案に係る処理の迅速化については、「標準処理期間の設定及び請求に対する審査の迅速化について」（平成6年11月1日地基企第55号。以下「標準処理期間通知」という。）に定めるもののほか、下記のとおり実施することとしましたので、遺漏のないよう願います。

なお、「理事長協議事案に係る事前相談の実施について」（平成20年6月20日補償課長事務連絡）及び「理事長協議事案に係る事前相談について」（平成21年7月1日補償課長事務連絡）は、廃止しますので、ご了承ください。

記

1 事案の迅速な処理の必要性

公務災害等の認定請求事案については、いかなる事案であれ、できる限り迅速に処理することが必要である。一方、事案の中には、内容が複雑で関係資料の収集・分析等に時間を要し、かつ医学的な意見も十分に踏まえて検討する必要があることなどから、処理に長期間を要しているものがある。

事案の内容によって処理に時間がかかることはやむを得ない面があるとしても、処理が遅きに失することは、適切ではない。また、処理が遅れた結果、公務上の災害と認定されなかった場合はもちろん、公務上の災害と認定された場合であっても、被災職員又は遺族（以下「請求者」という。）に対する補償の実施に遅延を来すことにもなる。さらに、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）の行う認定事務に対する信頼の確保に支障を来す恐れもある。

したがって、事案の処理に当たっては、本部及び支部の関係職員ともに、迅速な処理の重要性について、常に念頭に置くことが求められる。

なお、公務災害等の認定請求に係る事実関係を適切に把握するためには、被災職員の上司、同僚、部下等の証言等が重要となることが多く、調査に対する任命

権者及び被災職員の所属部局（以下「所属部局」という。）の協力が不可欠となる。そこで、任命権者等に対して上記の迅速な処理の重要性について十分な配慮を求めるとともに、公務災害等の認定基準に関する通知を配付し、説明すること等により、日頃より認定基準等について理解を深めてもらうことが望ましい。

2 事案の迅速な処理のための取扱い

(1) 標準処理期間

ア 標準処理期間の遵守

公務災害等の認定請求事案については、標準処理期間通知において、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の標準処理期間が設定されている（同通知別紙）。また、事案の審査に当たっては、標準処理期間を超えないように努めるものとされている（同通知2の本文）。

したがって、処理が長期化することが見込まれる事案についても、できる限り、標準処理期間内に処理するよう努める。

イ 任命権者

(ア) 任命権者の協力等

標準処理期間は、任命権者の処理についても設定されており、その期間は、窓口（所属部局）において公務災害等の認定請求を受理してから支部に到達するまでの期間をいうものとされている。したがって、任命権者は、窓口における処理の状況についても注意を払うことが求められる。このため、任命権者に対しても公務災害等の認定請求の支部への到達が遅延することのないよう協力を求める必要がある。また、任命権者において処理が遅延していることを知ったときは、遅滞なく請求書を送付してもらうなど、必要な措置を講じるとともに、その事情等について確認し、再発防止に向けて周知徹底を図ることが求められる。

(イ) 所属部局の長の証明

公務災害等の認定請求に当たっては、請求者に対し、災害の発生状況等の内容について所属部局の長の証明を受けた請求書の提出を求めているところである。

しかし、所属部局の長において災害の発生状況等についての把握が困難であり、公務災害等認定請求書の記載内容について証明ができない箇所がある場合も見受けられる。このような場合については、当該箇所が証明困難である旨を公務災害等認定請求書の所属部局の長の証明欄等に記載の上、請求者が速やかに任命権者を經由して基金に当該公務災害等認定請求書を提出できるよう、任命権者を通じて所属部局の長に対し周知することが求められる。

また、請求者が証明を受けようとして、公務災害等認定請求書を所属部局の長に提出したにもかかわらず、長期間証明がなされないなど、やむを

得ない事情により証明がなされないまま請求者から基金に対して公務災害等の認定請求がなされる場合も想定される。このような場合には、支部において所属部局の長等に状況を確認するなどして、迅速かつ公正な事務処理に努めるものとする。

(2) 判断が極めて困難な事案についての取扱い

標準処理期間通知においては、判断根拠となる各種資料の分析に時間を要する等判断が極めて困難な事案については、標準処理期間を超えて審査を行ってもやむを得ないこととされている（同通知2(3)）。

ただし、判断が極めて困難な事案についても、当然ながら、いたずらに処理期間が長期化しないようにすべきである。

そこで、一般に、判断が極めて困難な事案としては、理事長に協議すべき事案（以下「理事長協議事案」という。）が考えられることから（注）、当該事案については、迅速な処理を確保するため、当面、次のアからウまでの取扱いにより、処理することとする（ただし、ア(ア)①の取扱いについては、理事長協議事案に限らないことに留意する。）。

また、処理の手續における各段階に応じて、判断が極めて困難であったとしても、一定期間内の迅速処理に努めるべき目安となる処理期間（以下「目安期間」という。）を設定したので、できる限り、この目安期間内に処理するよう努める（なお、目安期間は、あくまで当該期間内に処理することを目的に設定するものである。したがって、目安期間よりも短い期間で処理できる事案については、目安期間にこだわらずに処理し、いやしくも目安期間まで処理を延ばすことなどのないようにする。）。目安期間を過ぎて各段階の手續が終了しなかった場合には、本部又は支部のうち当該手續が終了しなかったことについて責任のある側は、速やかに相手側に連絡し、終了しなかった理由等を説明する。その上で、両者は、問題点の把握、適切な措置等について積極的に協議を行う。

なお、理事長協議事案以外の判断が極めて困難な事案についても、上記に準じて処理するよう努める。

（注）理事長協議事案としては、次のものがある（「支部長から理事長に協議すべき事項の指定について」（昭和42年12月1日地基第5号）参照）。

- ①「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」（平成13年12月12日地基補第239号）の記の第3の2において理事長協議が定められている心・血管疾患事案及び脳血管疾患事案
- ②「精神疾患等の公務災害の認定について」（平成24年3月16日地基補第61号）の記の第7において理事長協議が定められている精神疾患事案及び自殺事案
- ③「石綿による疾病の公務災害の認定について」（平成21年6月1日地基補第161号）により理事長協議が定められている石綿による疾病事

案（石綿事案）

ア 受理以後事前相談までの手続

(ア) 受理及び報告等の取扱い

① 受理

支部においては、公務災害等認定請求書が任命権者を經由して提出された場合には、これを速やかに受理しなければならない（その後、所要の調査事項について調査を開始することとなる。）。その際、認定に必要な調査資料（請求者及び所属部局から提出される所定の資料等）については、請求書の受理後に提出を求めることでよい。したがって、受理の段階では、これらの資料が提出されていない場合でも、そのことを理由に受理しないようなことのないようにする。

② 報告

心・血管疾患事案、脳血管疾患事案、精神疾患事案及び自殺事案については、公務災害等認定請求書が任命権者を經由して支部に提出された場合には、支部において事案報告書を作成し、本部に提出することとなっている（「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」の実施及び公務起因性判断のための調査事項について」（平成13年12月12日地基補第240号）別添3、「精神疾患等の公務起因性判断のための調査要領について」（平成24年3月16日地基補第63号）様式1）。これらの報告書は、事案について支部と本部が共有する最初の情報となるので、速やかに提出する。

なお、石綿事案についても、心・血管疾患事案等に準じた様式により、報告書を提出する。

③ 調査の開始

公務災害等認定請求書を受理した後、支部においては、所定の調査事項について調査を開始することとなる。上記①のとおり、調査に当たっては、請求者及び所属部局から所定の資料の提出が必要となるので、調査開始後、当該事案に係る調査関係通知（「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」の実施及び公務起因性判断のための調査事項について」（平成13年12月12日地基補第240号）、「精神疾患等の公務起因性判断のための調査要領について」（平成24年3月16日地基補第63号）及び「石綿による疾病の認定基準の取扱い及び公務起因性判断のための調査事項の見直しについて」（平成21年2月19日補償課長事務連絡）をいう。以下同じ。）に則り、速やかに請求者及び所属部局に対して当該資料の提出を求める。併せて、主治医からも、公務災害等の認定請求に係る疾病及び被災職員の既往歴等について医学的な意見を求める。

その際、請求者及び所属部局から調査について質問等があった場合には、できる限り丁寧に対応する。また、調査の内容・方法等について疑義が生じた場合には、本部に照会する。

また、下記イの事前相談の前の段階で調査に長期間の時間を要することが見込まれる場合には、本部に対応を協議する。

なお、請求者及び所属部局に対して資料の提出を求める場合には、迅速な調査のため、適切な回答期限を付すとともに、期限を超えて提出のない場合には、事情を確認して速やかな回答を依頼するなどの対応を取る。

(イ) 目安期間

公務災害等認定請求書の受理以後下記イの事前相談までの目安期間は、6か月以内とする。

イ 事前相談以後理事長協議までの手続

(ア) 事前相談の取扱い

① 事前相談

理事長協議事案については、必要十分な調査資料を迅速に調製するため、また、公務過重性についての支部・本部の認識の共有を図るため、支部から本部に対し事前相談を行う。

事前相談は、調査関係通知における所定の資料及び関係書類を提出することをもって行う。ただし、これらの資料等が未提出である場合又は資料等の記載に不備がある場合等であっても、各事案の内容に応じて認定に必要な資料等がおおむねそろったと判断されるときは、その段階で事前相談を行って差し支えない。未提出の資料等や記載の不備等に係る事項が認定に当たって必要と思われる場合であって、当該資料の提出等に長期間の時間を要することが見込まれるとき等においても、同様とする。この場合においては、今後の処理方針等について支部と本部が協議することとなる。

なお、事前相談は、公文書で行う必要はなく、また、事前相談の段階では、支部としての意見を付す必要はない。

② 追加調査

事前相談に対しては、通常、本部から追加調査等について文書又は口頭等で助言がなされるので、支部においては、この助言を踏まえ、追加調査等を速やかに行う。

追加調査等には、適切な期限が付されることになる。これを超えた場合には、本部は、支部に事情を確認する。また、これを超えることが見込まれることとなった場合には、支部は、速やかに本部と対応を協議するなどの措置を取る。

追加調査等が終了した段階においては、必要な資料等が全てととのうことになることから、支部長は、当該事案についての意見を添えて、理事長に協議を行う。

(イ) 目安期間

事前相談以後理事長が協議を受けるまでの目安期間は、6か月以内とする。

ウ 理事長協議後公務災害等の認定の通知まで

(ア) 理事長協議の取扱い

理事長は、支部長から協議を受けた場合には、医学専門家から医学的知見を徴し、回答するので、支部においては、この協議の結果に基づいて公務上外の認定をする。

(イ) 目安期間

理事長協議後認定結果の通知までの目安期間は、6か月以内とする。

(3) 実施時期

上記(2)の取扱い（目安期間の設定を含む。）は、平成24年4月1日以後に支部において受理した事案から実施する。ただし、それより前に受理した事案についても、できる限り上記の取扱いを準用するなど、事案の処理の迅速化に向けて最大限努める。